平成２７年（フ）第８７３７号
東京都品川区大井２丁目27－７－202
債務者　山田　　啓
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７３９号
東京都葛飾区堀切５丁目50－９－302
債務者　アリーナ　恵理　アシアこと　アリーナ恵理
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７４０号
東京都北区田端新町３丁目30－２－103
債務者　岩本　龍太
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７４６号
東京都板橋区稲荷台４－２－103
債務者　森　　秀樹
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７４７号
東京都港区台場１丁目３－３－402
債務者　平塚　祐司
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７４９号
東京都江戸川区松江７丁目24―14
債務者　目黒　光司
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７５１号
東京都江東区亀戸６丁目58―16―1105
債務者　定岡　聖明
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６４８号
神奈川県藤沢市辻堂元町２丁目１番12号　カーサ湘南Ａ101
債務者　稲野なつみ
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６７０号
横浜市金沢区乙舳町11番26号　アークハイム203
債務者　土屋　修一
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６７４号
神奈川県大和市上草柳９丁目４番７号　コーポ泉の森102
債務者　高橋　勝雄
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６７８号
横浜市旭区白根４丁目23番８号
債務者　鈴木　孝夫（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７０５号
横浜市鶴見区潮田町１丁目19番地　聖ハイツ401
債務者　岸　　理沙（旧姓杉浦）
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７１０号
横浜市神奈川区白楽38番地　リベラ101号
債務者　森　　雄也
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７３１号
横浜市神奈川区神大寺３丁目30番９号
債務者　熊澤　昌輝
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１５号
沖縄県中頭郡読谷村字都屋380番地
債務者　又吉　盛秀
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第７４４８号
東京都足立区綾瀬７丁目22－７－206
債務者　高橋　千明
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部